

一般競争入札による市有財産貸付実施要領

伊賀市が所有する普通財産を一般競争入札により貸付けします。一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承認のうえ、入札に参加してください。

1 貸付物件

物件 番号	所 在 地	貸付床面積	予定価格 (賃貸料年額)	備 考
1	伊賀市平田 3147 番 (旧大山田給食センター)	556.50 m ²	253,800 円	※入札金額は建物のみの 賃貸料となり、敷地など を一切含んでいません。

※ 詳細は、別添「物件調書」をご覧ください。

※ 物件番号 1 は、建物のみの賃貸料を入札することとし、落札者が使用する駐車場などの敷地（年額 200 円／m²）及び車庫 42 m²（年額 4,400 円）を加えた金額が契約書に記載する賃貸料となります。

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みます。

2 入札参加の資格

(1) 申込者の資格

申込者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- ア 施設の修繕、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えていること。
- イ 契約時まで契約保証金の支払いが可能であること。
- ウ 本市が指定する期日までに市有財産賃貸借契約を締結し、賃貸料の支払いが可能であること。
- エ 貸付実施要領の内容を遵守し、借用の目的を達成できること。
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- カ 伊賀市の行った市有財産の売却などの入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

(2) 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を認めないこととします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- イ 国税及び市税を滞納している者
- ウ 市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止措置を受けている者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に

基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を含む。）
オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは
同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第
8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員
キ その他、借受人として適さないと判断される者

3 入札参加申込み

（1） 申込受付期日及び時間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

※土、日、祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

（2） 受付場所

伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所本庁4階 資産経営課

（3） 申込方法

- ① 入札参加希望者は、申込受付期間及び時間内に入札参加申込書その他必要書類を受付場所へ提出して申込手続きを済ませてください。
- ② 1物件に対し2者以上の連名（共有）による申し込みも可能です。
- ③ 申込手続きが完了したときは、入札参加受付済書をお渡しいたします。

（4） 提出書類

- ① 入札参加申込書
- ② 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）
※いずれも発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- ③ 伊賀市の市税完納証明書（伊賀市税を課されていない市外在住者で、個人の方は「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことを証明する納税証明書、法人の方は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことを証明する納税証明書）
※発行後7日以内のもの
- ④ 印鑑登録証明書
- ⑤ 入札保証金納付書発行依頼書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

（5） 契約上の主な特約

- ① 物件はすべて現状有姿による引渡しとなります。なお、図面と現況が相違している場合、現況が優先します。
- ② 貸借人はあらかじめ書面による承認を得なければ次のいずれかに該当する行為をすることができません。
 - ア 使用目的の変更
 - イ 本件建物の現状の変更
 - ウ 本件建物の賃借権の譲渡
 - エ 本件建物の転貸
- ③ 引き渡し後に施設内設備に不具合が見つかった場合、当該設備の修繕・撤去及び新た

な設備にかかる費用については賃借人の負担となります。

(6) その他

本実施要領に関する質問については電子メールにて提出してください。質問に対する回答要旨は、本市ホームページで公表します。

- ① 質問受付期間 令和6年7月1日（月）から令和6年7月19日（金）17時まで
- ② 質問回答予定 令和6年7月24日（水）13時
- ③ 電子メール送信先 (fm@city.iga.lg.jp) 伊賀市財務部資産経営課
※件名に「質問書送信」と記載ください。

4 入札保証金

- (1) 入札参加希望者は、入札金額（賃貸料（年額・消費税等を含む。）の1/2分の3以上の入札保証金を伊賀市の発行する納入通知書により納付いただき、入札当日に領収書の写しを持参ください。入札金額とは、「入札書記載金額」です。
- (2) 入札保証金は、入札の終了後、落札者を除き概ね4週間以内に入札者が指定する金融機関の口座へ振込により還付します。
- (3) 落札者の入札保証金は、賃貸借契約を締結する際の契約保証金に充当します。また、落札者が期限までに賃貸借契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。
(連帯保証人を不要とする目的で契約金額の6ヵ月分を契約保証金に提供したい場合は、不足分の納付書をお渡します。)
- (4) 還付する入札保証金には、利息を付しません。

5 現地見学会

現地見学会を入札参加の条件にはしていませんが、必ず現地を事前に確認してその状況を承知のうえ、入札に参加してください。

(1) 開催日時

令和6年7月11日（木）午前10時～午前11時30分

(2) 参加方法

貸付物件の入口前（伊賀市平田3147番（旧大山田給食センター））に午前9時55分に集合してください。

【注意事項】

ア 見学会は原則として1入札参加希望者につき5名以内とします。

イ 指定された日時以外の外部からの見学について特に期限は設けませんが、建物内への立ち入りは固くお断りします。

ウ 見学に際し、路上駐車等により周辺住民及び施設利用者に迷惑がかからないよう配慮してください。

エ 現在は維持保守されていない物件のため、危険な箇所もあります。万が一汚れるなどしても差し支えの無い服装をご着用ください。

オ 傷害事故等に係わる保険等への加入は見学者にてお願いします。保険への加入料も見学者でご負担ください。

6 入札及び開札

(1) 入札受付

令和6年8月7日(水) 午前10時30分～午前11時

(2) 入札の日時

令和6年8月7日(水) 午前11時00分～

(3) 入札及び開札の場所

伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市役所本庁 4 階 会議室 401

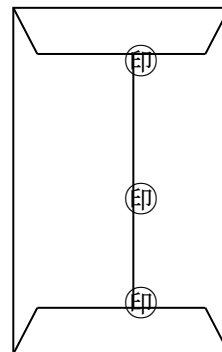
(4) 入 札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封筒に入れ、封印し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、市担当者の指示に従い提出してください。

<記入例>

伊賀市長 岡本 栄 様
物件番号 ()
入札書在中
住所
氏名 (法人名)

表面



裏面

封印は3ヶ所に
お願いします。

- ② 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印(委任状に押印されている代理人の印)のうえ、市担当者の指示に従い、提出してください。この場合には、委任状を入札参加申込時に提出してください。
- ③ 入札金額は、百円単位とします。
- (5) 入札書の書き換え等の禁止
- 入札者は、その投入した入札書の書替え、引替え又は撤回をすることはできません。
- (6) 開 札
- ① 開札は、入札締切り後直ちに入札者立会のもとで行います。
- ② 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない伊賀市職員を立ち合わせます。
- ③ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。なお、入札時間に遅刻した者は、棄権とみなします。
- (7) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ① 入札参加の資格を有しない方が入札したとき
- ② 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない方が入札したとき
- ③ 同一物件の入札に、2以上入札をされたとき
- ④ 同一物件の入札に、他の代理人を兼ね2以上入札をされたとき

- ⑤ 入札書の氏名、金額、その他の用件が不明又は記名押印を欠くとき
 - ⑥ 入札書の金額を欠いたとき又は訂正したとき
 - ⑦ 入札に際して談合等の不正があったと認められるとき
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき
- (8) 落札者の決定
- ① 落札者は、伊賀市の予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した方とします。
 - ② 落札者となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき落札者を決定します。この場合において、くじを引かない方があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない伊賀市職員にくじを引かせます。
 - ③ 落札者があるときは、その方の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。
- (9) 入札の中止
- 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 契 約

(1) 契約の締結

「公有財産貸付申請書（様式第9号）」「関係図面（任意）」「その他参考となる書類（任意）」の提出及び「契約保証金」の納付の確認後、令和7年3月31日（月）までに賃貸借契約の締結を行います。

なお、契約は入札参加申込書に記載された名義で行います。

また、現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

(2) 賃貸借期間

契約締結日から10年間とします。

なお、賃貸借期間満了後に契約更新することができますが、更新のときから10年間の期間を超えることができません。

(3) 契約に付す条件

① 用途制限

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

ウ 政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。

エ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。

オ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用

することはできません。

② 実地調査の協力

「3（5）契約上の主な特約」及び「①用途制限等の禁止条件」の履行状況を確認するため、市の求めにより報告書等の提出や実地調査等に協力していただきます。

③ 違約金について

「3（5）契約上の主な特約」または「①用途制限等の禁止条件」に違反した場合には賃貸料の12ヵ月分、「②実地調査の協力」に違反した場合には賃貸料の4ヵ月分を違約金として市に支払わなければなりません。

8 連帯保証人

連帯保証人は、賃借人と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。

連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ本市が承認する者でなければなりません。

①伊賀市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有すること

②賃貸料年額の5倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

また、連帯保証人が前項に掲げる資格を失ったとき、又は死亡、解散したとき、若しくは市が変更の必要があると認めたときは、賃借人は速やかに市の承認する連帯保証人を新たに立てなければなりません。

なお、契約保証金として、契約金額の6ヵ月分を提供したときは、連帯保証人は不要です。

9 落札されなかった物件について

当該入札物件について、入札者がいなかった場合又は落札されなかった場合、令和6年8月23日（金）から、入札予定価格で貸付けの申込みを先着順で受け付け、随意契約により契約します。

なお、本件の貸付けについて、賃貸借期間、借受資格、契約上の主な特約などの条件は「一般競争入札による市有財産貸付実施要領」と同様とします。

10 その他の注意事項

（1） 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。また、この要領に添付してあります賃貸借契約書案についてもよく読んでいただきますようお願いいたします。

（2） 建物の用途や土地の利用制限等については、あらかじめ関係部署にお問い合わせください。また、現況等もご確認のうえ、入札にご参加ください。

なお、一般競争入札による市有財産貸付実施要領及び物件調書について知らなかったことを理由としての異議申し立て等はお受けできませんのでご注意くださいようお願いいたします。

（3） 落札後において、貸付物件に面積の不足、地耐力不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、契約金額の減免又は損害賠償請求をすることはできません。

- (4) 契約締結後の一切の費用（各種調査・工事・許認可手続き、水道・下水道・ガス・電気
の引きこみ等）は、賃借人の負担となります。また、この負担は契約書に記載する賃貸料
の一部と解釈しません。
- (5) 貸付物件は、すべて現状有姿での引渡しとなります。物件内の工作物（フェンス、擁壁、
給排水施設、舗装、車止めなど）及び樹木などの撤去及び処分等が必要な場合は、市の許
可を得た上で、賃借人（落札者）の負担で行ってください。
- (6) 貸付物件の土地利用にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市の関
係条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関に確認を行ってください。
- (7) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては、一
切お答えできません。

【問い合わせ先】

伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地

伊賀市財務部資産経営課

電 話 2 2 - 9 6 9 0

市有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 伊賀市（以下「甲」という。）と賃借人 ●（以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結し、また、甲と連帯保証人は、次の条項により連帯保証契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする（以下「本契約」という。）。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（用途の指定）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の土地及び建物（以下「賃借物件」という。）を乙に有償で貸し付けるものとし、乙はこれを●として使用する目的で借り受けるものとし、甲の承認を得ないでその用途を変更してはならない。

（目的外使用等の禁止）

第3条 乙は、甲の承認を得ないで賃借物件を前条に定める使用目的以外の用途に供し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借の期間は、2024（令和6）年 月 日から 2034（令和16）年 月 日までの間（以下「賃貸借期間」という。）とする。ただし、賃貸借期間が満了する日の3カ月前までに、甲、乙いずれか一方から何らの意思表示がないときは、この契約は、当該期間満了の日の翌日から同一条件にて、延長されたものとみなす。

（賃貸料）

第5条 賃借物件の賃貸料は、年額金●円とし、2024（令和6）年改修終了予定月日から発生するものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の終期が月の途中にかかるときは、当該月分の賃貸料は、月割計算によって算定した額とする。

2 乙は、前項に定める賃貸料を甲の発行する納入通知書により、契約初年度については●月末までに、翌年度以降については毎年5月末日までに支払うものとする。

（遅延損害金）

第6条 乙は、前条に定める期日までに賃貸料を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じ、その未払額について延滞金率を乗じて遅延利息を徴収する。この延滞金率については伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第19条の規定を準用する。この場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

（充当順序）

第7条 乙が賃貸料及び遅延損害金を納付する場合において、納付金額が賃貸料及び遅延損害金の合計額に満たない場合には、先ず遅延損害金から充当する。

(契約保証金)

第8条 乙は、甲に対して契約保証金として金●円を甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金については、第20条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 乙に未払いの賃貸料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。

6 甲は、本件契約が終了し、乙から貸付物件の明渡しを受けたときにおいて、乙に未払いの賃貸料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(賃借物件の引き渡し)

第9条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に、賃借物件を乙に現状有姿の状態で引き渡す。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、賃借物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、賃貸料の減額及び損害賠償請求をすることができない。

(維持管理)

第11条 乙は、賃借物件を最善の注意をもって管理するものとし、当該物件に係る補修費用及び光熱水費等の維持管理に要する経費については、すべて乙の負担とする。

(賃借物件の現状変更)

第12条 乙は、賃借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該工事に要する費用はすべて乙の負担とし、その施工部分は賃借物件の一部とみなし、直ちに甲の所有に帰属するものとする。

(危険負担)

第 13 条 乙は、貸付物件がその責に帰することができない理由により滅失し、又は損傷した部分について、甲に対して賃貸料の減額を請求することができる。

(修繕義務等)

第 14 条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(用途の制限)

第 15 条 乙は、賃借物件の使用にあたっては、騒音、悪臭、煤煙、汚水、粉塵、振動、排気等により、公害が生じることのないようにしなければならない。

2 乙は、賃借物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 6 項に定める店舗型性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

3 乙は、賃借物件を暴力的不法行為の事務所等の施設及びその他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

4 乙は、第三者に対して賃借権を譲渡するときは、前 3 項に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して前 3 項に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(実施調査等)

第 16 条 甲は、前条の規定により、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、貸付物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前 2 項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 2 条又は第 15 条の定める義務に違反したときは、違約金として賃貸料の 12 ヶ月分に相当する額を、第 16 条に規定する義務に違反したときは、違約金として賃貸料の 4 ヶ月分に相当する額を甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第 20 条に定める損害賠償の一部と解釈しないものとする。

3 第 1 項の違約金の支払は、第 22 条に定める契約の解除を妨げない。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる一切の債務履行の責任を負い、金銭債務については乙と連帯して支払う。連帯保証人が甲に対して負担する債務は、金●円を限度とする。

2 連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ甲が承認する者でなければならない。

(1) 伊賀市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること

(2) 賃貸料年額の 5 倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

3 甲の連帯保証人に対する履行請求は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 441 条及び同法第 458 条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有する。

4 乙又はその包括承継人は、次の各号に掲げる事由が生じたとき、速やかに甲の承認する連帯保証人を新たに立てなければならない。ただし、第 2 号及び第 4 号については連帯保証人が法人である場合、この限りでない。

- (1) 連帯保証人が第 2 項に掲げる資格を失ったとき
- (2) 乙又は連帯保証人が死亡したとき
- (3) 連帯保証人が解散したとき
- (4) 甲が、連帯保証人の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき
- (5) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
- (6) その他甲が必要があると認めたとき

5 甲は、連帯保証人の請求があったとき、連帯保証人に対し、遅滞なく、乙の氏名や所在、連絡先、賃貸料の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(届出義務)

第 19 条 乙又はその包括承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、これを甲に届け出なければならない。

- (1) 乙又は連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 相続又は会社の合併等により賃借権の承継があったとき

(損害賠償)

第 20 条 乙は、賃貸借期間中に賃借物件を消失及び賃借物件に損害を与えたとき、又は第三者に損害を与えたときは、乙の責務と負担によりその一切を解決するものとする。

(契約の失効)

第 21 条 天災地変等、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不可能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに応じないものとする。

(契約の解除)

第 22 条 甲又は乙が、この契約に定める条項を履行しないときは、その相手方はこの契約を解除することができる。

2 乙は、契約期間終了前に本契約を解除しようとするときは、1 年以上前に書面により甲に通知し、協議するものとする。

(賃借物件の返還)

第 23 条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、または前条の規定によりこの契約を解除したとき、若しくは解除されたときは、甲の指示により直ちに動産を撤去し、退居しなければならない。

- 2 乙は、賃借物件を返還するときは、甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙が返還義務を怠った場合は、この契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき賃貸料の2倍に相当する額の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
(有益費等の放棄)
- 第24条 乙は、第4条に定める賃貸借期間が満了したとき、又は第22条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は賃借物件に投じた必要経費及び有益費等の他立ち退き料その他名目の如何を問わず一切の金員を甲に請求しないこととする。
(費用の負担)
- 第25条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は乙の負担とする。
(管轄裁判所の合意)
- 第26条 甲と乙とは、この契約に関する裁判の管轄裁判所を専属的に津地方裁判所伊賀支部とすることに合意する。
(疑義の決定)
- 第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙並びに連帯保証人記名押印または、署名捺印の上、各自その1通を保存する。

令和 年 月 日

(賃貸人) 甲 伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市
伊賀市長

(賃借人) 乙 伊賀市●番地
●●
● ● ● ●

(連帯保証人) 伊賀市●番地
● ● ● ●

賃借物件の表示

土 地	所在地	伊賀市●番
	面 積	●㎡のうち●㎡
	賃貸料	●円／年
建 物	所在地	伊賀市●番
	構 造	●造●階建
	面 積	●㎡のうち●㎡
	賃貸料	●円／年